

シャチ「ステラ」の飼育に関する覚書

株式会社グランピスタ ホテル&リゾート（以下「甲」という。）、名古屋港管理組合（以下「乙」という。）及び公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「丙」という。）は、甲及び乙が平成29年4月1日に締結した賃貸借契約書により乙が甲から借り受け、丙に転貸したシャチ1頭（以下「当該個体」という。）の飼育に関して、甲、乙及び丙がそれぞれ果たすべき責務等について確認するため、次のとおり覚書を締結する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、第3条第1項の規定による丙の報告をもとに当該個体の飼育及び検査・治療方針を決定し、丙に指示するとともに、必要に応じ、職員を派遣するものとする。
- 2 甲は、第3条第2項ただし書の規定により、丙から協議の申し出を受けた時は、これに応じるものとする。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、次条において丙の責務とされる事項について、丙がその責務を果たしているかを確認するものとする。

（丙の責務）

- 第3条 丙は、甲に対し、当該個体の状況について毎日朝・夕に電話連絡を行うとともに、次のように報告を行うものとする。
- (1) 毎日夕方に飼育状況のデータ送信（食欲・行動・排便・給餌量・体温・投薬状況等）
 - (2) 必要に応じ、各種検査のデータ送信（血液・呼気・便等）
 - (3) 必要に応じ、各種記録写真送信（傷・皮膚疾患等）
- 2 丙は、第1条第1項に規定する甲が決定した飼育及び検査・治療方針を遵守するものとする。ただし、合理的理由によって、丙が当該方針を履行できない場合は、丙は甲に協議を申し出ることができる。
- 3 第1項の報告に係る具体的項目及び様式については、甲及び丙の協議により定めるものとする。

（その他）

- 第4条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議の上、決定するものとする。

以上を確認した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

甲 東京都中央区新川一丁目 2 6 番 9 号
株式会社グランピスタ ホテル&リゾート
代表取締役社長 須田 貞

乙 愛知県名古屋市港区港町 1 番 1 1 号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀

丙 愛知県名古屋市港区港町 1 番 3 号
公益財団法人名古屋みなと振興財団
理事長 山田